



2013年12月16日号

目次

(W&B No. 201308CY)

1. 日中特許審査ハイウェイ、施行期間を2年間延長(2013年10月30日施行)
2. 三中全会による改革と知的財産関係の変化(2013年11月15日公表)
3. 改正商標法のポイント(4)

【1】日中特許審査ハイウェイの試行期間を2年間延長(2013年11月1日施行)

国家知識産権局は、日本特許庁と特許審査ハイウェイ(PPH)の試行期間を2年間延長することに合意し、中日特許審査ハイウェイを2015年10月31日まで延長することを公示した。なお、PPH申請手続きに変更はない。

中国、日本、アメリカ、韓国及び欧州のIP5特許庁は、去る9月に特許審査ハイウェイの連携を2014年1月から推進することに合意がなされており、今後の対応が注目されている。なお、国家知識産権局はアメリカとのハイウェイ期間を無期限延期すると、12月1日付け公示している。

改正の詳細は、下記のサイトをご参照ください。

(中日) http://www.sipo.gov.cn/ztl/ywzt/pph/zxdt/201311/t20131104_874645.html

(中米) http://www.sipo.gov.cn/tz/gz/201311/t20131128_884808.html

【2】三中全会による改革と知的財産関係の変化(2013年11月15日公表)

11月9日～12日に中国共産党第18期中央委員会第3回全体会議(三中全会)が開催され、習近平政権が進めようとする改革のベースとなる「改革の全面的深化における若干の重大な問題に関する中共中央の決定」が発表された。

同決定によると、中国の特色ある社会主義制度及び国家の統治能力の現代化の推進を2つの主要な目的としており、経済、政治、文化、社会、環境、及び党建設を中核に据えている。そして、市場経済面で注目される事項は、私有財産の自由な移動を含む財産権の保護、企業の参入と退出に対する規制緩和、国有企業の民営化及び直接投資の自由化などがあげられる。

ところで、知的財産権分野では、知的財産権を保護強化し、イノベーションによる健全な成長を図るために知的財産裁判所を創設する検討、行政や組織主導から市場ニーズに即したコスト配分や評価制度の構築、イノベーション成果の適切な移転システム、中小企業の育成を含めた技術成果の資本化や産業化の新たな事業モデルの構築を目指すとしている。

詳細は、下記のサイトをご参照ください。

http://www.gov.cn/jrzq/2013-11/15/content_2528251.htm

http://www.sipo.gov.cn/yw/2013/201311/t20131113_879553.html

【3】改正商標法のポイント(4)

2014年5月から施行予定の改正商標法のポイントを数回に分けて紹介する。現在、商標法実施細則の改正が進んでいるため、現在入手できた資料で問題点や課題を説明する。今回は、その4回目で違反・侵害の処罰の改正について紹介する。

今回の改正では下記のように工商行政管理局による管理及び処罰機能を強化するとともに、裁判所での損害賠償手続きでの賠償額認定や証拠収集にかかる規定が改正された。

1. 行政処罰の強化及び懲罰制度の導入
2. 法定損害賠償額の増額や損害額確定のための証拠収集
3. 侵害や抗弁の明確化

(5)行政による処罰強化

① 商標法違反に対する罰金の明確化

(a) 行政法による商標表示義務の違反(第51条)

(b) 商標の虚偽表示及び使用禁止標章を商標として使用することによる違反(第52条)

以上の場合、非合法営業額の20%以下の罰金、非合法営業額5万円未満の場合は、1万円以下の罰金

(c) 「馳名商標」を不正に広告等に使用した場合、10万円の罰金(第53条)

(d) 商標権侵害に対する行政処罰の場合(第60条)

1. 非合法営業額が5万円以上の場合、その5倍以下の罰金、5万円未満は、25万円以下の罰金

2. 5年以内に2回以上の再犯や重大な情状がある場合、より厳重な処罰

(e) 商標代理機構による不正行為や他の代理機構に対する誹謗や中傷がある場合(第68条)

代理機構に1万元以上10万円以下の罰金、責任者等に5千元以上5万円以下の罰金

② 商標権の侵害に対する規定の明確化

(a) 侵害の態様に類似する商品に対する侵害及び侵害幫助を追加(第57条)

(b) 商標と商号の衝突を不正競争防止法対象と明確化(第58条)

(c) 非侵害の対象に先使用権を追加(第59条) 商標法では初めて先使用権について規定したが、先使用権についてはその条件や範囲が不明確であるため、今後の運用や適用が注目される。私見であるが、特許法の先使用権に関する適用をそのまま理解するには問題が多いと考える。

③ 損害賠償に対する規定の明確化及び強化

(a) 悪意による侵害の場合は、確定した損害額の3倍までの金額に増額可能

(b) 裁判所は原告が証明義務を十分果たしたことを条件に被告に証拠提出命令を出し、賠償額を確定する。被告が適切な帳簿等の証拠を提出しない場合、原告が証明した金額となる。従来、行為した逸失利益にかかる金額を証明する被告側の証拠収集は困難であったため、証拠収集としては大きな規定である。今後の運用や適用が注目される。

(c) 法定賠償額を300万円以下まで増額(旧法は50万円)

(d) 不使用の抗弁があり、商標権者が過去3年の使用実績を証明できない場合、損害賠償を請求不可(以上、第63-64条)

次回は最終回、商標の使用や管理について説明する。

*** 記事に対するご質問や各種お問合せは、お気軽に下記までご連絡ください。■**